

令和5年7月27日開会

第755回むつ市教育委員会

参 考 資 料

議案第1号	1頁
報告第2号	5頁
報告第3号	15頁
報告第4号	17頁



む農林第150号
令和5年7月6日

むつ市教育委員会
教育長 阿部謙一 殿



青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長 山本知也
(公 印 省 略)

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（一時捕獲）等許可申請書

このことについて、文化財保護法第125条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 天然記念物の名称
天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
2. 指定年月日
昭和45年11月11日
3. 所在地
青森県むつ市及び下北郡
4. 所有者の氏名住所
日本国
5. 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
なし
6. 管理団体がある場合は、その氏名又は名称及び住所
なし
7. 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
なし
8. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
上記申請者のとおり
9. 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）を必要とする理由
近年、むつ市に生息するニホンザルの個体群の大部分は農地や集落周辺に定着状態であり、捕獲を含めた多様な対策を講じているものの、農作物被害及び人的被害・人家侵入被害等は依然として発生しているところである。
また、頭数増加に伴う、遊動域の拡大化により、今まで農地や集落周辺に出没しなかった個体群においても、近年では、人里への出没が見られ、早急な被害対策が求められている。
さらに、群れの分裂化が相次ぎ、発信器が装着されていない個体群の出没や過去に取り付けた発信器の耐久年数が経過し、発信していないものもあり、被害対策を行なうにあたって、非常に困難である。
このことから、むつ市内に生息する33群の出没状況に応じ2頭ずつ、計66頭（別紙参照）の範囲内で発信器を装着し、ニホンザルの追跡調査を行い、遊動域を含む生息状況等の生態の実態を把握し、農作物被害及び人的被害・人家侵入等を防止することを目的に実施するものである。

1 0. 現状変更等の内容及び実施方法

捕獲にあたっては、箱わな又は麻酔銃により行なうものとし、ニホンザルの群れを追跡しながら安全に十分配慮し、天候と場所を見計らって実施する。

この方法により、群れの出没状況に応じ、6 6頭の範囲内で発信器を装着して元の群れに放獣する。

1 1. 現状変更等により生ずべき物件の滅失、若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

箱わな又は麻酔銃による捕獲については、天候及び場所を選び、安全を確認しながら実施し、ニホンザルに与える危険を極力回避する。

麻酔銃の使用に関しては、体重の見積りを正確に行なうことで、麻酔薬の過剰量投与を避け、適正な事後管理を行い、危険を最小限にするよう配慮する。

発信器に関しては、首輪式とし、近年著しく改善され実用化されているものを使用することから天然記念物に対する影響はないものである。

1 2. 現状変更等の着手及び終了の予定年月日

着手 許可の日から

終了 令和6年3月31日

1 3. 現状変更等に係わる地域の番地

青森県むつ市（別添、地形図のとおり）

1 4. 現状変更等に係わる工事その他の行為の施行者の氏名及び住所

- ・むつ市脇野沢桂沢90番地1 松岡 史朗
(NPO 法人ニホンザルフィールドステーション事務局長・下北半島ニホンザル保護管理対策協議会委員・下北半島サルの調査会事務局長等・獣医師資格)
- ・むつ市脇野沢渡向156番地41 櫛引 道彦
(むつ市脇野沢庁舎総合課 会計年度任用職員・わな猟免許保持者)
- ・むつ市緑町15-35 川上 駿聖
(むつ市経済部農林畜産振興課主任)
- ・むつ市田名部字女館27-4 中島貸家II 相内 一彦
(むつ市経済部農林畜産振興課主任・わな猟免許保持者)
- ・むつ市脇野沢本村216番地 櫛引 幸成
(むつ市経済部農林畜産振興課 保護管理専門員・わな猟・麻酔銃免許保持者)
- ・むつ市脇野沢桂沢153-5 近藤 涉
(むつ市経済部農林畜産振興課野猿監視人)
- ・むつ市脇野沢渡向109-4 加藤 恵哉
(むつ市経済部農林畜産振興課野猿監視人)
- ・むつ市脇野沢瀬野川目78番地5 日隅 雅晃
(むつ市経済部農林畜産振興課野猿監視人)
- ・むつ市脇野沢九艘泊84番地1 中島 幸一
(むつ市経済部農林畜産振興課野猿監視人)
- ・むつ市川内町川内64番地1 藤江 正春
(むつ市経済部農林畜産振興課野猿監視人)

・むつ市新町24番22号
(むつ市経済部農林畜産振興課野猿監視人)

富岡伸司

・むつ市脇野沢黒岩53-1
(むつ市経済部農林畜産振興課野猿監視人)

柴田隼

・むつ市大畑町本町80-20
(むつ市経済部農林畜産振興課野猿監視人)

石川彰

※ 麻酔銃に関しては、平成31年4月19日付けで青森県公安委員会から許可済み
15. その他参考となるべき事項

【添付書類】

- 1 むつ市生息個体群発信器リスト(令和4年度)
- 2 ニホンザル一時捕獲区域(脇野沢・川内町・大畑町・むつ)
- 3 令和4年度青森県鳥獣保護区等の位置図(抜粋)
- 4 捕獲に用いる箱わな及び麻酔銃の仕様書
- 5 捕獲した動物に装着する首輪型発信器の仕様書
- 6 銃砲所持許可証及び人命救助等に従事する者届出済証明書
- 7 麻酔研究者免許証
- 8 わな猟狩猟免許状
- 9 ニホンザル捕獲記録

むつ市に生息するニホンザルの個体群・個体数発信器装着リスト（令和4年度）

◎ むつ市内の住宅地・耕作地周辺へ通年出没する群れ又は出没する恐れのある群れ

No.	地区名	群れ名	個体数	遊動域	発信器	今回取付頭数
1	脇野沢	A87-A群	79 頭	脇野沢九艘泊～蛸田～瀬野牧場周辺	○	2頭
2		A87-B群	42 頭+α	脇野沢細間林道周辺		2頭
3		O1-A群	33 頭+α	脇野沢武士泊～滝山～田ノ頭周辺	○	2頭
4		O1-B群	52 頭+α	脇野沢武士泊～滝山周辺		2頭
5		O2-A群	69 頭+α	脇野沢海峡ライン周辺		2頭
6		O2-B群	43 頭	脇野沢海峡ライン～滝山周辺	○	2頭
7		A2-84A群	22 頭+α	脇野沢寄浪～滝山～辰内周辺		2頭
8		A2-84B群	19 頭	脇野沢九艘泊～田ノ頭周辺	○	2頭
9		A2-84C群	9 頭+α	脇野沢九艘泊～寄浪周辺		2頭
10		A2-85群	22 頭+α	脇野沢源藤城～川内町宿野部周辺	○	2頭
11	川内	M2-B群	76 頭+α	川内町畑～佐井村川目	○	2頭
12		安部城北の群れ	71 頭+α	川内町湯野川～安部城周辺		2頭
13		和白沢の群れ	30 頭+α	川内町和白沢～安部城沢周辺		2頭
14		男川の群れ	27 頭+α	川内町男川中流周辺		2頭
15	大畑	I2-A1群	23 頭+α	風間浦村下風呂～大畑町大畑道周辺		2頭
16		I2-A2群	10 頭+α	風間浦村下風呂～大畑町大畑道周辺		2頭
17		I3-A群	76 頭+α	大畑町大畑川西股沢林道周辺		2頭
18		Ka群	62 頭+α	大畑町大畑川二階滝橋周辺		2頭
19		Ko1-A群	48 頭+α	大畑町奥薬研～ゴネ沢周辺		2頭
20		Ko1-B群	17 頭+α	大畑町奥薬研～釜ノ沢周辺		2頭
21		Ko2-A群	62 頭+α	湯坂下～新田～関根周辺	○	2頭
22		Ko2-B群	43 頭+α	湯坂下～新田～関根周辺	○	2頭
23		三太郎川の群れ	30 頭+α	大畑町大畑川三太郎川・大畑林道周辺		2頭
24		上狹川の群れ	43 頭+α	大畑町大畑川上狹川周辺		2頭
25		M2-A2群	29 頭+α	大畑町大畑川仁助沢林道周辺		2頭
26		M2-A3群	77 頭+α	大畑町大畑川弥一郎林道周辺		2頭
27		階子沢の群れ	29 頭+α	大畑町大畑川鍋滝林道・階子沢周辺		2頭
28		囲沢の群れ	37 頭+α	大畑町大畑川鍋滝林道・囲沢入口北周辺		2頭
29	むつ	S1-A群	55 頭+α	宮後～栗山～田名部松山周辺	○	2頭
30		S1-B群	67 頭+α	高梨川目～花山～宮後周辺	○	2頭
31		S2群	24 頭+α	高梨川目～大畑町正津川林道滝沢橋周辺	○	2頭
32		Os1群	49 頭+α	恐山～城ヶ沢周辺		2頭
33		Os2群	30 頭+α	奥薬研～恐山周辺		2頭
					合計	66頭

合計	33 群	1,405 頭+α	令和3年度 33群1,422頭+α
----	------	-----------	----------------------

調査機関：青森県

2023年2月末 現在



むつ農林第 112号
令和5年6月14日

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一 殿

むつ市長 山本 知也
(公 印 省 略)

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
現状変更許可申請書の進達方について

このことについて、文化財保護法第125条第1項の規定により、別紙のとおり提出しますので、文化庁への進達方について、お願いいたします。

む農林第 112 号
令和 5 年 6 月 14 日

文化庁長官 都倉 俊一 殿

青森県むつ市中央一丁目 8 番 1 号
むつ市長 山本 知也
(公 印 省 略)

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更許可申請書

文化財保護法第 125 条第 1 項の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 天然記念物の名称
天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
2. 指定年月日
昭和 45 年 11 月 11 日
3. 天然記念物の所在地
青森県むつ市及び下北郡
4. 所有者の氏名住所
日本国
5. 権限に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
なし
6. 管理団体がある場合は、その氏名又は名称及び住所
なし
7. 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
なし
8. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
上記申請者のとおり
9. 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）を必要とする理由
下北半島に生息するニホンザルは、個体群・個体数の増加による群れの分裂化及び行動域の拡大に加えて、耕作地への定着化など、農作物への被害が後を絶たない状況にある。

また、人家周辺にも定着し、人的被害・人家侵入被害及び生活環境被害の発生や地域住民に対する威嚇など、精神的被害が発生し、地域住民との軋轢が生じている。

過去には青森県第2次特定鳥獣保護管理計画及び青森県第3次特定鳥獣保護管理計画に基づき平成20年12月12日付け20委庁財第4の1474号、平成22年2月19日付け受庁財第4の892、平成23年2月28日付け22受庁財第4の1977、24受庁財第4号の450、25受庁財第4号の1046、27受庁財第4号の384、29受庁財第4号の429及、元受文庁第4号の704及び3文庁第389号により文化庁から許可を受け、捕獲し、個体数調整及び加害群除去等をしてきたところである。

今年度は、令和3年度3月策定の第3次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）を指針としながら、市町村管理事業計画を策定し個体数調整及び加害群除去によるニホンザル被害への対応を図り、下北半島に生息するニホンザルの生息環境の保持と住民生活の安心・安全を図るものである。

実施するにあたり、当市において、ニホンザル管理事業実施計画書案を作成し、令和4年6月2日に開催された「下北半島ニホンザル対策評価科学委員会」では、計画的に加害個体の除去による個体数調整及び加害個体群の除去による群れそのものの捕獲が必要であるとの見解であり、令和5年度市町村管理事業実施計画について承認された。

10. 現状変更等の内容及び実施方法

捕獲に当たっては、箱わな又は麻醉銃を使用し、天候・周囲の安全を十分に確認しながら実施する。（麻醉銃について、一時不動にする目的で使用する。）

捕獲後は、炭酸ガスにより殺処分し、焼却処理。

捕獲予定群れ名	生息頭数	捕獲予定頭数	備 考
Ko2-A群	62頭+α	62頭	加害群除去
Ko2-B群	40頭+α	40頭	加害群除去
A2-85群	22頭+α	22頭	加害群除去
O1-A群	25頭+α	25頭	加害群除去
O2-B群	43頭+α	43頭	加害群除去
M2-B群	76頭+α	76頭	加害群除去
S1-A群	52頭+α	23頭	個体数調整
S1-B群	67頭+α	39頭	個体数調整
S2群	24頭+α	2頭	個体数調整
Os1群	46頭+α	23頭	個体数調整

A2-84A群	22頭+ α	5頭	個体数調整
A2-84B群	19頭+ α	2頭	個体数調整
A87-A群	79頭+ α	31頭	個体数調整
I2-A1群	22頭+ α	12頭	個体数調整
ハナレザル	—	25頭	加害個体除去
合計	捕獲上限	430頭	

※ 今後、群れの状況によっては、捕獲対象を変更することもあるが、その際の捕獲頭数は今回の捕獲予定頭数合計の430頭を上限として対応する。

※ 生息頭数について、青森県令和4年度(2022年度)下北半島ニホンザルモニタリング調査報告書を参考。

1.1. 現状変更等により生ずべき物件の滅失・若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

第3次第二種特定鳥獣管理計画に基づく加害群除去等については、「下北半島ニホンザル対策評価科学委員会」が開催された結果、申請頭数内の捕獲であれば、下北地域個体群が永続できる規模であり、特に問題ないとの見解である。また、捕獲したニホンザルのデータを記録することにより保護管理のための資料とするなど天然記念物の保存に及ぼす影響等について配慮されているものである。

麻酔銃の使用に関しては、体重の見積りを正確に行なうことで、麻酔薬の過剰量投与を避け、正な事後管理を行い、危険を最小限にするよう配慮する。

1.2. 現状変更等の着手及び終了の予定年月日

着手 令和5年9月 1日

終了 令和6年8月31日

1.3. 現状変更等に係わる地域の番地 青森県むつ市一円（別添・地形図のとおり）

1.4. 現状変更等に係わる工事その他の行為の施行者の氏名及び住所

・ むつ市脇野沢桂沢90番地1 松岡史朗
(青森県下北半島ニホンザル保護管理対策協議会委員・下北半島のサル調査会事務局長等)

・ むつ市脇野沢渡向156番地41 榎引道彦
(むつ市脇野沢庁舎総合課会計年度任用・わな猟免許保持者)

・ むつ市緑町15-35 川上駿聖
(むつ市経済部農林畜産産業振興課主任)

- ・ むつ市田名部字女館27-4中島貸家Ⅱ
(むつ市経済部農林畜産業振興課主任) 相内一彦
- ・ むつ市脇野沢本村216
(むつ市経済部農林畜産業振興課鳥獣保護管理専門員
銃砲所持許可保持者・わな猟免許保持者) 櫛引幸成
- ・ むつ市脇野沢桂沢153-5
(むつ市経済部農林畜産業振興課野猿監視人) 近藤涉
- ・ むつ市脇野沢渡向109-4
(むつ市経済部農林畜産業振興課野猿監視人) 加藤恵哉
- ・ むつ市脇野沢瀬野川目78-5
(むつ市経済部農林畜産業振興課野猿監視人) 日隅雅晃
- ・ むつ市脇野沢九艘泊84番地1
(むつ市経済部農林畜産業振興課野猿監視人) 中島幸一
- ・ むつ市川内町川内64番地1
(むつ市経済部農林畜産業振興課野猿監視人) 藤江正春
- ・ むつ市新町24番22号
(むつ市経済部農林畜産業振興課野猿監視人) 富岡伸司

15. その他参考となるべき事項

【添付書類】

- ①むつ市に生息するニホンザルの個体群等管理概要
- ②ニホンザル捕獲区域図
- ③捕獲檻(箱わな)・麻酔銃仕様図
- ④ニホンザル捕獲記録(様式)
- ⑤下北半島に生息するニホンザルの個体群と個体数(令和4年度)
- ⑥むつ市に生息するニホンザル生息状況分布図
- ⑦下北半島のニホンザルによる農作物等被害の推移〔市町村別〕
- ⑧令和5年度むつ市ニホンザル管理事業実施計画書

むつ市に生息するニホンザルの個体群等管理概要について

1. 加害群による被害状況について

● S1-A群、S1-B群、S2群（恐山街道から高梨地区）について

平成19年度に群れが確認され、むつ市の市街地側へ行動域が拡大傾向である。平成27年度から高梨地区へ出没し、残渣野菜を採食するなど、季節的に集落での目撃が増加している。

S群が令和2年度にS1-A群・S1-B群・S2群の3つの群れにし、それぞれの群が一年を通じて人家周辺及び耕作地へ出没している。加害群除去等の被害対策を講じてはいるが、依然として農作物被害が発生している。

● I2-A1群、I2-A2群（大畑町、風間浦村下風呂地区）について

I2-A1・A2群は風間浦村下風呂地区及び大畑町の赤川・佐助川・木野部・釣屋浜・二枚橋・大畑道地区を行動域とし、一年を通じて群れ全体で人家周辺及び耕作地へ出没しており、被害対策を講じているが、農作物被害が発生している。

● K02-A群、K02-B群（大畑町、高梨、関根地区）について

以前は小目名から新田地区周辺を行動域としていたが、現在、高梨から関根地区方面にも行動域を拡大し、季節的に人家周辺及び耕作地へ出没し、農作物被害を及ぼしている。

K02群が令和3年度にK02-A群・K02-B群の2群の群れになり、さらに行動範囲が広がり、追い払い等の対策が追いついていない。また、従前出没しなかった耕作地へも出没し、被害の拡大が懸念されている。

● A2-84A群、A2-84B群（脇野沢地区）について

A2-84群が平成19年度にA2-84A群・A2-84B群・A2-84C群の3つの群れに分裂し、このうち、A2-84AとA2-84B群が一年を通じて人家周辺及び耕作地へ出没している。加害群除去等の被害対策を講じ対策の効果がみられているが、依然として農作物被害が発生している。

行動域は、脇野沢九艘泊地区から七引地区・辰内地区までとしているが、A2-84Aについては新たに北側の滝山地区や東側の口広地区に拡大傾向である。

● A2-85群（脇野沢地区、川内町蛸崎地区）について

A2-85群は現在、脇野沢滝山地区から川内町蛸崎地区までを行動域とし、加害群除去等の被害対策の効果がみられている。

一年を通じて群れ全体で人家周辺及び耕作地へ出没し、集落への依存度も高いことから、これまで通り、被害対策を講じていく必要がある。

● A87-A群（脇野沢地区）について

A87-A群は、脇野沢九艘泊地区から蛸田地区まで行動域としているが、近年、東側へ拡大傾向である。季節的に農地へ出没し、電気柵等の被害対策を実施しているが、農作物被害が発生している。

● O1-A群、O2-B群（脇野沢地区）について

O群の分裂群で平成16年度頃、2つ（O1群とO2群）に分裂し、平成22年度にO2群が2つ（O2-A群とO2-B群）に分裂、平成25年度にO1群が2つ（O1-A群とO1

ーB群)に分裂と現在に至っている。

○1ーA群については、滝山地区周辺を行動域としていたが、年々南下し、田ノ頭地区まで行動し、農作物被害を及ぼしている。

○2ーB群については、源藤城・滝山地区周辺を行動域とし、追い払い等の対策をおこなっても、人がいなくなるときを見計らって耕作地へ出沒し、農作物被害を及ぼしている。

● M2ーB群(川内町湯野川・畑地区)について

佐井村川目地区から川内町畑地区までの広範囲にわたって行動している。季節的に湯野川・畑地区に出沒し、農作物に被害を与えており、追い払い等の対策をおこなっている。

頭数増加に伴い、被害の拡大が懸念されるため、加害群除去等の対策を講じていきたい。

2. ハナレザルによる被害状況について

● むつ市街地について

昨年度、宮後・関根地区にそれぞれ2頭ずつ出沒しており、直接的被害は発生していないが、住宅地などに出沒しているため、人家侵入等の被害が懸念されている。

● 大畑町について

季節的に耕作地に出沒しているのがみられる。

関根橋・大畑道・湯坂下地区及び木野部峠周辺に出沒し、付近の耕作地で農作物に被害を与えている。

● 川内町について

畑・銀杏木・蓑川・宿野部地区において、季節的に目撃情報があげられ、農作物被害も確認されている。

蛸崎地区のサルにおいては、頻繁に目撃されており、農作物被害もでている。

● 脇野沢について

瀬野・小沢・七引・寄浪及び小沢地区において、季節的に目撃情報がよせられ、地域住民が威嚇されたり、農作物に被害もあるため、追い払い等の対策をおこなっている。

3. 現在とられている防除対策について

【野猿監視人及び鳥獣被害対策実施隊】

むつ市では、旧脇野沢村から猿害防止のため、野猿監視員を1年を通して配置している。現在は野猿監視人及び鳥獣被害対策実施隊と改め、脇野沢地区7名、川内地区1名、むつ地区1名、大畑地区2名体制で追い上げ・追い払い及びモニタリング調査(個体群・個体数・行動域等調査)を行っている。

サルの群れには、テレメトリー発信器を装着させ、受信機により群れの位置を常に確認し、人家周辺及び耕作地へ出沒する際に、電動ガン、パチンコ等を使用し、被害軽減に努めている。

また、人的被害及び人家侵入被害が発生した際には、いち早く状況等を確認し、問題個体の特定に努めている。

【モンキードッグによる追い上げ】

むつ市では、犬を活用した追い上げ・追い払いを平成20年度から脇野沢地区、平成23年度から大畑地区、平成26年度から川内町野平地区で導入し、農作物被害等の軽減を図ってい

る。

導入にあたり、警察犬訓練所と協議し、訓練士が犬種や個体を選定、基礎訓練を行いながら、5月～10月の月2回程度現地にて実際にサルを追う訓練を行っている。

運用方法は、野猿看視人及び鳥獣被害対策実施隊が監視業務の際、モンキーダッグ犬舎から各群れの出沒場所に引き連れて追い上げを行う。

【住民による追い払い】

サルの出沒状況に応じて朝と夕方に無線放送を行い、地域住民に対し、追い払いの協力を求めている。出沒の際には、積極的に耕作地へ駆けつけ追い払いを行い、自己防除の意識が高まっている地域もある。

【電気柵の設置】

農作物被害防止として鳥獣被害対策実施隊による追い上げ等とともに国及び県の補助を受けカモシカ食害対策事業により1997年（平成9年度）から2006年（平成18年度）まで簡易型電気柵を設置している。（14,048m設置）

さらに中山間地域総合整備事業及び里地棚田保全整備事業により、国・県の補助事業を導入し、鳥獣害防止柵等を脇野沢地区、大畑地区に整備している。（13,036m設置）

また、平成20年度に初めて文化庁の補助を受け、ニホンザル食害対策事業により、猿用電気ネット柵・京大方式電気柵を大畑地区、川内地区、脇野沢地区に設置（平成20～令和4年度27,260m設置）し、近年は1,150前後の延長の電気柵の設置をすすめ、農作物被害等の防止対策とする。

4. 危害防止のための措置等

麻酔銃による捕獲については、天候及び場所を選び安全を確認しながら麻酔銃を使用する。

麻酔薬の取扱にあたっては、獣医指導の下、塩酸ケタミンを使用し、捕獲時の体重見積りを正確にすることで麻酔薬の過剰量投与を避け、ニホンザルに与える危険を極力回避する。

ニホンザルに対しては、過度の負担をかけないために「ケタラール筋注用500mg」を2ml使用する。これは、ケタミンに換算すると100mgであるため、鳥獣保護法で定める1回のケタミン投与量が5700mgを超えないため危険猟法にはあたらない。

また、周囲に人がいる恐れのあるような場所では捕獲しない。更には麻酔銃の発射の際には、補助者が周囲の安全を確認し細心の注意を払い、予期せぬ事故を防止する。

む 教 生 第 86 号
令和 5 年 6 月 15 日

青森県教育委員会
教育長 和嶋 延寿 様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
現状変更（捕獲）許可申請について（進達）

標記の件について、むつ市長より提出された文書を別添のとおり、文化庁長官あてに進達いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

担当:むつ市教育委員会 生涯学習課
森田 賢司
Tel: 0175-31-1188
FAX: 0175-24-1912
Mail: morita_kenji@city.mutsu.lg.jp

む 教 生 第 86 号
令和 5 年 6 月 15 日

文化庁長官 都倉 俊一 様

青森県むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
現状変更（捕獲）許可申請について（進達）

令和 5 年 6 月 14 日付、む農林第 112 号で、天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（捕獲）について、むつ市長より許可申請が提出されましたので、当教育委員会の所見を付して、別添のとおり進達します。

記

・むつ市教育委員会の所見

今回の捕獲は、第 3 次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）に基づき、加害群除去等の捕獲を行うものである。この計画については、「下北半島ニホンザル対策評価科学委員会」で承認を受けており、申請内容は妥当と考えられる。

担当：青森県むつ市教育委員会 生涯学習課

森田 賢司

TEL: 0175-31-1188

FAX: 0175-24-1912

Mail: morita_kenji@city.mutsu.lg.jp

下北むつ地区 令和6年度使用教科用図書 採択理由一覧表

下北むつ地区教科用図書採択地区協議会

令和6年度使用教科用図書の採択にあたっては、青森県教育委員会教科用図書選定資料、下北むつ地区5市町村教育委員会教科用図書推薦資料及び下北むつ地区教科用図書採択地区協議会教科用図書調査報告書に基づき審議した結果、下記のように採択することとした。なお、〈中学校〉及び〈中学校・特別支援学級〉については、前回の採択結果を示す。

記

< 小 学 校 >

教科名	採択発行者名	採 択 理 由
国 語	教 出 17	単元の扉で学習の見通しをもち、「学習のてびき」に示された4ステップの学習過程と「ふり返ろう」によって学習の流れが視覚的に実感でき、言葉による見方・考え方を働かせる言語活動を展開することで深い学びを自覚できる教科書である。また、螺旋的・反復的に学ぶことができる丁寧な構成である。
書 写	教 出 17	めあてを明確にして学習を進められるような写真やイラストを多様に用いたり、色覚などの様々な特性をもつ児童にも配慮したり掲示をしたりし、工夫された紙面となっている。また、毛筆と硬筆を関連付けて学習できるような工夫もされている。入門期から身に付けるべき知識・技能を確実に習得できると思われることから、下北むつ地区の児童に適していると考えられる。
社 会	東 書 2	思考力・判断力・表現力を高めるための「まなびのポイント」や「いかす」など、児童に学びを支える手立てが盛り込まれており、有効な構成となっている。また、「つかむ」「調べる」などの学習段階が明確になっているため、主体的な学習を促すことにつながる。更に、重要語句の説明や、その言葉をキーワードとしてまとめて活用できることは、基礎・基本の定着には有効である。
地 図	帝 国 46	地図学習が始まる3年生の児童が抵抗なく取り組めるように、文字の大きさやイラストなど1ページに掲載されている情報量を少なくするなどの工夫をしている。また、学年が上がるにつれて、掲載している情報量を増やすなど、発達段階に応じた配慮が十分になされている。更に、資料の量や質も充実しており、地図の活用や社会的な見方・考え方を育てる上で有効である。
算 数	啓林館 61	「数学的な見方・考え方」を整理したり、既習とのつながりを意識させたりしながら学習に臨むとともに、「めばえ・めあて・まとめ」を掲載することで、主体的・対話的で深い学びの実現ができるよう工夫されている。また、学習素材の後の「めあて」の記載は、児童にとって本時では何を学ぶのが明確になり、見通しをもって学びを進めることにもつながる。デジタルコンテンツの充実により、一人学びができる力を身に付けることも大いに期待できる。
理 科	学 図 11	各学年で育てたい考え方が示され、見通しをもちやすい工夫がなされている。また、振り返りでは自己の成長が感じられるように配慮されている。 青森県（寒冷地）に配慮した単元配列になっており、野外観察や植物栽培など適した時期に学習できるようになっている。また、各単元の冒頭には生活経験と結び付けやすい事象が多く、児童が理科の見方・考え方を働かせて問題を解決することに適した教科書である。
生 活	東 書 2	進んで「ふしぎ」や「なんで」を生む導入の写真や動画、学んだことをもう一度見直し、対象への新たな気づきを促すキャラクターの吹き出し、学びの質を高める多彩な振り返りの具体例の例示が他社よりも明確であるなど、気づきの質を高める構成となっている。また、教科書最後にあるポケット図鑑は実物大であり、地域にもよく見られる生物である。
音 楽	教 出 17	写真、イラスト、文字の配列や分量が適切であり、児童が見通しをもって主体的に学習を進めることができる紙面構成となっている。学習活動が明確であり、なおかつ発達段階に配慮し、児童の主体的な学習が展開できることから、複式学級での弾力的活用も可能であり、当地区の児童の実態に合っていると考えられる。
図画工作	開隆堂 9	教科の目標に沿った3つのめあてのうち、題材の中心となるめあてを色と下線で強調することで、学習のめあてが明確になり、児童が活動に取り組みやすくなっている。 「工作」の題材が中・高学年で多く配分されていることから、様々な材料や用具を使ったり選んだりしながら試行錯誤する力を育成することができる。また、材料や学習内容が関連するものを連続して配置しており、主体的に次の題材に取り組むことができる。
家 庭	東 書 2	目次ページに、児童が新しく学ぶ教科を意識した説明や問いかけがあり、目次も2年間の学習の見通しが一目で分かる工夫がされている。大題材が複合的にまとめられており、児童の生活や学校の実態に柔軟に対応できるように構成されている。また、ステップ3「生かす、深める」の活動の扱いが丁寧で、具体例などを多く示し児童が家庭でも主体的に活動できるよう配慮されている。
保 健	東 書 2	学習の流れが分かりやすい構成になっているため児童は無理なく学習を進めることができる。また、他社と比べデジタルコンテンツが充実しており、教科書と一緒に活用することにより児童の学習意欲が高まるだけでなく、保健への学びが深まり、考えを広げることが期待できる。
外国語	東 書 2	配列は目的意識をもち、既習事項をスパイラルに学習できる内容になっている。また、デジタル教科書の内容は楽しく豊富なため、児童の学習意欲を引き出すしかけとなっている。更に、Picture Dictionaryの内容が充実しており、児童が自ら選択し個別最適な学びを進められるため、下北の児童に適している。
特別の教科 道 徳	日 文 116	問題解決的な学習や体験的な学習の手法、多様な実践活動を生かした学習の要素を取り入れた参考例を具体的に例示している。これにより、自分とは異なる新たな考えや価値に触れながら、自分を見つめていく主体的・対話的で深い学びを実現することができる。また、いじめ防止ユニットが年3回設定されており、よりよい人間関係形成の意識と自己肯定感の向上を図り、豊かな心を育むことができる。

< 中 学 校 >

教科名	採択発行者名	採 択 理 由
国 語	光 村 3 8	各教材が3つの資質・能力を身に付けるために適切な内容であるだけでなく、量的にも豊富であり、内容理解にとどまらない読み取り方そのものを身に付けることができる。また、情報の扱い方や読書の意義や効用など、新設された事項にもしっかりと対応している。
書 写	光 村 3 8	楷書と行書を系統的に学べるよう、発達段階に応じた課題を各学年に配置している。教科書と同じ大きさにし、防水効果の高い素材で製本するなど、利便性を追求している。主体的・対話的で深い学びを実現できるよう、課題解決型の学習課題を示し、対話を促す場面を設定している。
地 理	東 書 2	資料の大きさや配色、学習課題の標記の仕方が生徒にとって分かりやすく、学習しやすい内容構成になっている。単位時間の中で基礎的・基本的な知識・技能を定着させ、対話的な学びを通して、思考力・表現力・判断力を高めるための工夫をしており、深い学びにつながる内容となっている。
歴 史	東 書 2	単元を貫く学習課題を設定して、まとめの活動では、学習内容を構造化する活動を位置づけており、思考力・判断力・表現力を養うことができる構成になっている。また、社会的な見方・考え方が明示されており、学習指導要領の趣旨を生かした適切な内容構成となっている。
公 民	東 書 2	単元のまとまりが重視され、問いを軸に課題解決的な学習ができる構成としている。見方・考え方を働かせながら学習を進めることで、基礎的・基本的な知識や技能が習得され、多面的・多角的な思考力・判断力・表現力を高め、持続可能な社会の形成に参画する態度が身に付けられるように工夫している。
地 図	帝 国 4 6	A4判に変更したことで紙面に余裕があり、地図を大きく表記したこと、レイアウトが統一されていることなど、生徒にとって活用しやすい地図帳となっている。「地図活用」やデジタルコンテンツにより、生徒が主体的に地図帳を活用し、技能を高めていくための工夫がされている。
数 学	東 書 2	めあてや学習課題を明確にし、意欲的に授業に取り組めるようにしている。生徒のつまづきを解消できるような配慮をしていて、基礎的・基本的な知識・技能の定着が図られるほか、日々の学習を通して、思考力・表現力・判断力の向上が期待できる。また、生徒が主体的に数学的活動に取り組み、対話的で深い学びが実現できるように構成している。
理 科	学 図 1 1	理科で育成したい資質・能力の3観点の3観点の3観点が章の始めに明示されている。また、毎時間の授業において、課題解決のための見方・考え方も示されており、主体的・対話的で深い学びにつながるよう、探究の過程が明確に分かる単元構成となっている。更に、学習指導要領の改定の意図を十分にくみ取り「どのように学びに向かい」、「どのように知識・技能を習得し」、「理解していることをどのように活用するか」という資質・能力を養うための学習の流れを意識している。
音楽一般	教 芸 2 7	学習指導要領に示されている目標及び内容を踏まえ、全学年を通して教材が「学びの地図」として、系統的・発展的に組織されている。音楽科における3つの資質・能力を確実に育成できるよう、生徒が自分の考えをまとめワークシートに書き込み、整理しながら学習を進めることができる。また、各学校や生徒の実態に合わせて、柔軟に対応できるような指導内容となっている。
音楽器楽	教 芸 2 7	資質と能力の3つの柱とそれに対応する学習内容や教材が「学びの地図」として明確に示されており、生徒の主体的・対話的で深い学びを実現する手立てが充実している。また、和楽器の口唱歌の取り扱い方が、生徒にとって理解しやすいものとなっている。小学校の学習指導要領の学習内容との系統性がしっかりと確保されており、音楽科の目標に迫る意味で適切な内容となっている。
美 術	光 村 3 8	授業の流れが示され、分かりやすい構成となっている。生徒が必要な時に参考にしやすいよう、全ての表現題材に発想や構想の手立てを示し、巻末資料には技法や用具の使い方などがまとめられている。鑑賞題材では、本物に近い風合いの用紙を使い、生徒の興味を引く工夫がある。
保健体育	東 書 2	1単元見開き2ページとなっており、学習方法が分かりやすく整備され、主体的で深い学びにつなげることができるように工夫されている。季節や生徒の発達段階に応じた配列となっており、自他の健康や安全に関心をもちやすいようになっている。資料を含め、教育漢字以外の常用漢字全てにふりがながふられており、支援を要する生徒にも分かりやすいように配慮されている。
技 術	教 図 6	「見つける」→「学ぶ」→「ふり返る」という学習の流れを3ステップで明確にしてあり、生徒が読み進めやすく、技術の見方・考え方を養えるようにしている。文字サイズが大きく、重要語句は青太文字にして、視認性を上げるための工夫をしている。
家 庭	教 図 6	学習課題が分かりやすく、生徒が目標をもって授業に臨むことができるため学習しやすい。また、生徒の興味・関心を引くような資料や写真、イラストなどを効果的に使用している。また、様々な生徒に対応するため、文字ではなく記号で表示されている。
英 語	東 書 2	各UnitからLet'sシリーズ、Stage Activityを通して、4技能5領域をバランス良く統合的に学習することができる構成である。目的・場面・状況を踏まえたコミュニケーション活動の継続が、学びの質の向上に直結している。また、下北むつ地区の小中学校で使用している教科書との連続性を重視した学びが、コミュニケーション力及び確かな文法力の定着につながる。
特別の教科 道 徳	日 文 1 1 6	「いじめ」「よりよい社会」についてユニット化し、複数の教材で多面的・多角的に考えることができる。また、道徳ノートには発問を明記せず、多様な指導方法が可能である。更に、ドット入りで生徒が自分の意見を自由に記入することができる。

< 小学校・特別支援学級 >

・児童の興味・関心を喚起し、授業への集中度を高めるため、通常学級用の発行者の教科書を原典とする拡大教科書を採択する。

< 中学校・特別支援学級 >

・生徒の興味・関心を喚起し、授業への集中度を高めるため、通常学級用の発行者の教科書を原典とする拡大教科書を採択する。

赤川地区公民館現況写真

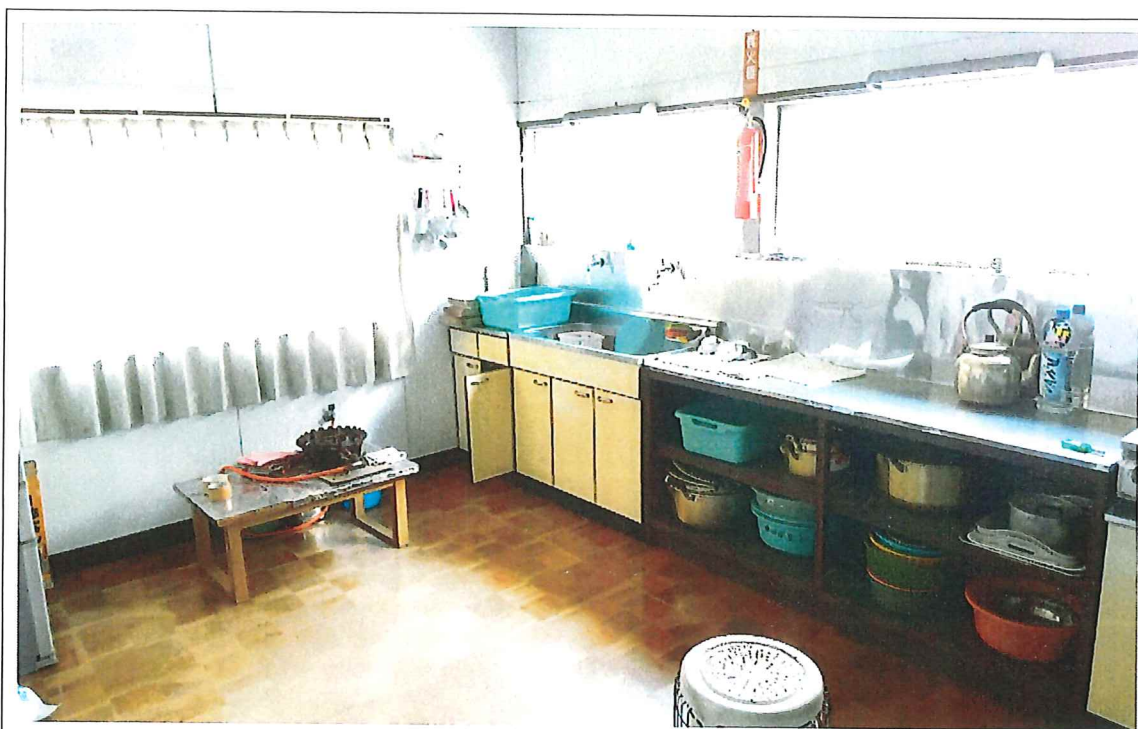


正面



屋根・外壁の状況

赤川地区公民館現況写真



調理室



男子トイレ

赤川地区公民館現況写真



